

資料 4

丹波市議会訓令第 2 号

丹波市議会文書共有システム等の使用に関する要綱を次のように定める。

平成26年11月28日

丹波市議会議長 奥村 正行

丹波市議会文書共有システム等の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、丹波市議会（以下「市議会」という。）の会議における文書共有システム及び文書共有システム用端末機（以下「文書共有システム等」という。）その他情報通信機器の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 文書共有システム 情報通信技術を用いた議会情報データベースをいう。
- (2) 文書共有システム用端末機 市議会議員及び議長が許可した者（以下「議員等」という。）に対して貸与するタブレット型端末機をいう。
- (3) アカウント ネットワーク、文書共有システム等にログインするための権利をいう。
- (4) 会議 市議会における全ての会議をいう。

(端末機の使用者)

第3条 文書共有システム用端末機（以下「端末機」という。）を使用することができる者は、議員等とする。

(システムの使用者)

第4条 文書共有システム（以下「システム」という。）を使用することができる者は、アカウントを持つ議員等及び市職員とする。

(適正管理)

第5条 文書共有システム等を使用する者は、付与されたパスワードを適正に管理するものとする。

(端末機の貸与等)

第6条 議長は、議会運営及び議員活動に使用するため、議員等に端末機を貸与することができる。

2 端末機の貸与を受けた議員等（以下「使用者」という。）は、端末機を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

3 使用者は、端末機の使用権限がなくなったときは、速やかに、議長に返却するものとする。

(端末機の取扱い)

第7条 使用者は、貸与された端末機を善良な管理者として適切に管理するも

のとする。

- 2 使用者は、端末機を紛失し、又は破損したときは、当該使用者の負担によりその費用を弁償するものとする。ただし、使用者の責めに帰することができない事由によることが明らかなきときは、この限りでない。

(端末機の使用制限)

第8条 使用者は、端末機を会議に持ち込んで使用するときは、当該会議の目的外で使用してはならない。

(禁止事項)

第9条 端末機の使用に当たって、次に掲げる事項は、これを禁止する。ただし、議長が特に認めたときは、この限りでない。

- (1) 端末機を他のシステムに接続すること。
 - (2) 端末機の改造及び交換並びにソフトウェアの導入及び削除をすること。
 - (3) 文書共有システムに接続して得た情報のうち、個人情報その他市議会及び市において公開されていない情報を開示すること。
 - (4) 第三者を誹謗中傷する情報を発信すること。
 - (5) 会議を録音し、若しくは録画し、又は会議の情報を会議室外に発信すること。
 - (6) 第三者の迷惑になる行為を行うこと。
 - (7) 前各号に定めるもののほか議長が必要と認める事項
- 2 議長又は会議の長は、使用者が前項の規定に違反したときは、注意喚起を行うものとする。この場合において、使用者が再度の注意によっても違反が是正されないときは、端末機の使用を停止させることができる。

(遵守事項)

第10条 使用者は、次に掲げる事項について遵守するものとする。

- (1) 情報の受信及び発信は、議員等の責任において行うものとする。
- (2) 議員等は、データの正確性を保持し、データ等の紛失、き損等の防止に努めるものとする。
- (3) 個人情報の漏えいがあったときは、速やかに実情を把握し、議長に報告するとともに必要な措置を講ずるものとする。

(セキュリティ対策)

第11条 議員等は、市の情報及び文書共有システムの保全措置に関し、積極的に協力し、誠実に対処しなければならない。

(通知、届出等)

第12条 議員等及び議会事務局は、双方の間で通知、届出等を文書共有システムにより行うことができる。ただし、文書によることが必要なときは、文書により通知、届出等を行うものとする。

- 2 前項前段の場合において、機器、通信回線等に不具合等が生じたときは、復旧するまでの間、文書により通知、届出等を行うものとする。

(費用負担)

第13条 使用者は、議長が別に定めるところにより、その機器の使用について発生する通信費の一部を負担するものとする。

(議会運営委員会での協議)

第14条 文書共有システム等の使用等に問題又は疑義が生じたときは、丹波市議会委員会条例（平成16年丹波市条例第242号）第4条に規定する議会運営委員会において協議するものとする。

（情報通信機器の持込み）

第15条 会議に出席する者（以下「出席者」という。）は、当該出席者が所有するタブレット型端末機を会議に持ち込み、使用することができる。

2 出席者は、当該出席者が所有するパーソナルコンピュータを会議に持ち込み、使用しようとするときは、あらかじめ議長の許可を得るものとする。

3 第8条及び第9条の規定は、出席者がタブレット型端末機又はパーソナルコンピュータを使用するときについて準用する。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、文書共有システム等の運用等に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

丹波市議会文書共有システム用端末機の使用範囲等に関する規程

この規程は、丹波市議会文書共有システム等の運用に関する要綱（平成26年丹波市議会訓令第2号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、文書共有システム用端末機の使用について必要な事項を定める。

（使用範囲）

第1条 文書共有システム用端末機（以下「端末機」という。）の使用範囲は、次の各号に定めるところによる。

（1） 会議における使用

ア 端末機が使用できる会議は、丹波市議会におけるすべての会議とする。

（2） 情報伝達における使用

ア 議員と議会事務局間での情報及び各種通知・連絡文書等の送受信（市長部局からの文書を含む。）

（ア） 既にファクシミリ又は電子メールで送信している文書

（イ） 災害等の緊急時の連絡

（ウ） 上記以外の文書については、導入状況を検証し、検討を行う。

イ 会議に関する各種資料

（ア） 議案及び議案に関する資料

（イ） 会議中又は会議の前後に要求された資料

（ウ） その他会議に必要な資料

（3） 情報収集における使用

ア 市ホームページからの情報閲覧

（ア） 本会議及び委員会の会議録の閲覧

（イ） 本市の各種計画等の閲覧

（ウ） その他会議に必要な情報の閲覧

イ 検索サイトからの情報閲覧

（ア） 他自治体等の先進事例の閲覧

（イ） その他会議及び議員活動に必要な情報の閲覧

（禁止事項）

第2条 端末機による次の行為は、禁止する。

（1） 会議中において個人等との私的な通信を行うこと。

（2） 会議中においてソーシャルネットワーキングサービス、掲示板等へ投稿すること。

（3） 端末機に付されたメールアドレスを公務（公務に準ずる場合を含む。）及び議員間の連絡以外に使用すること。

2 前項第1号及び第2号の規定は、会議に入室するすべての者並びに会議に持ち込み、及び使用するすべての情報通信機器について適用する。

（費用負担）

第3条 要綱第12条に定める費用負担は、議員1人につき1月当たり1,000円とする。ただし、発生する通信費の額が1,000円に満たない場合は、その額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年11月28日から施行する。
(会議中における情報通信機器の使用基準の廃止)
- 2 会議中における情報通信機器の使用基準（平成26年4月1日施行）は、廃止する。

丹波市議会文書共有システム用端末機借用証

- 1 丹波市議会文書共有システム用端末機 1台
(備品番号)

上記のとおり借用します。

なお、丹波市議会文書共有システム等の運用に関する要綱に基づき、通信費の一部を負担するとともに、紛失等の場合には実費弁償します。通信費の一部負担については、私の議員報酬から天引きしてください。

平成 年 月 日

丹波市議会議長 様

丹波市議会

議員 _____ 印